

公益財団法人車両競技公益資金記念財団 平成 30 年度第 2 回  
「高齢者、障害者の支援を目的とするボランティア活動に対する助成事業」  
募集のご案内

公益財団法人車両競技公益資金記念財団では、高齢者と障がいを持つ人たちに対する、社会福祉のボランティア活動を積極的に支援推進し、こころ豊かな社会づくりの実現に寄与することを目的に、次のとおり助成事業を募集します。

助成対象事業及び経費

高齢者・心身障がい児（者）に対するボランティア活動に、直接必要な器材の整備事業  
※ 購入金額が 5 万円を超える器材を新たに整備する事業

(1) 対象となる事業例

- ・高齢者との生活交流ボランティアが、料理の調理交流で使用するガスコンロの整備事業
  - ・高齢者に対する理容ボランティアが、活動に使用するシャンプー台の整備事業
  - ・視覚障がい者のための点訳ボランティアが、活動に使用する点字プリンターの整備事業
  - ・視覚障がい者のための音訳ボランティアが、活動に使用するカセットプリンターの整備事業
- ※ 点訳・音訳により作成する物が行政の広報物のみの場合は、行政が機器を整備すべきであり、本事業の助成対象外であると判断されますので、あらかじめお知らせします。
- ・障がい児者に対する音楽療法ボランティアが、活動に使用する楽器の整備事業
  - ・聴覚障がい者のための要約筆記ボランティアが、活動に使用するプロジェクターの整備事業

(2) 対象とならない事業

- ・消耗品、汎用事務機器、自動車及び地域集会場（自治会館等）の備品整備事業
  - ・収益事業
  - ・本事業の助成を受けてから、2 年を経過していない団体が実施する事業
  - ・そもそも高齢者・障がい児（者）に対するボランティア活動と言えない事業
- 例） 青少年の引きこもり防止、健常児のみを対象とした放課後学級、一般市民を対象とした映像ライブラリー、趣味のサークルが行事的に行うボランティア活動に使用する機器の整備

事業実施期間

助成金交付決定後～平成 31 年 5 月 31 日

助成対象主体

ボランティア活動に実績\*があり、活動基盤が整備されている団体（特定非営利活動法人・ボランティア団体）で、財政的理由等により助成を必要としている団体

- ※ 「実績」とは、2 年以上の活動歴があり、その活動が継続されていることをいいます。  
なお、要望器材を使用する活動分野の実績が不足していると判断される場合は、助成対象外とされることがあります。

#### <助成対象外の団体等>

- ・ボランティア・コーディネートを事業目的とする団体

※ 直接のボランティア活動を行う団体が対象となりますので、社会福祉協議会、ボランティアセンター、ボランティア協会等（以下「社協等」という）の実施する事業は、申請の対象となりません。ただし、申請事務の担当窓口が社協等となること、整備した器材等を社協等が保管することなどについては問題ありません。

- ・主たる活動が収益を上げることが目的としたものであると判断される団体
- ・社団法人、財団法人、社会福祉法人
- ・過去に本事業の助成を受けた団体は、助成の優先度が低くなります。

#### 助成額

総事業費の90%以内で、90万円を上限に助成（百円単位、百円未満切捨て）

#### 申請方法

実施計画申請書に次の書類を添付し、岩手県共同募金会に提出してください。

- (1) 定款・役員名簿（ボランティア団体の場合は会則・会員名簿）、前年度決算書・事業報告書、本年度予算書・事業計画書、法人・団体の活動がわかるパンフレット等
- (2) 申請器材に係る複数の見積書及び商品カタログ（コピー）

※ 実施計画申請書は岩手県共同募金会ホームページ（<http://www.akaihane-iwate.or.jp/>）「お知らせ」からダウンロードすることができます。

#### 申請締切日

平成30年10月22日（月）必着

#### 問合せ先

社会福祉法人岩手県共同募金会 佐藤  
〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3  
TEL：019-637-8889 FAX：019-637-9712  
メール：iwate-kyoubo@iwate-shakyo.or.jp